

ぱあとなあ滋賀 ぱあとなあ基金(後見人等報酬)助成申請に関する説明資料

令和8年8月8日作成(運営委員会説明資料)

【1】基金の目的

成年後見制度における後見等報酬は、本来、家庭裁判所(以下、「家裁」という)の審判に基づき、被後見人等の財産から受領します。しかし、本人に資力がないにも関わらず、市町による報酬助成制度の対象から外れてしまう「狭間の案件」や本人の事情により報酬の確保が難しい案件が存在しています。

こうした状況が続く中で、報酬審判の決定額や制度運用の実態が大きく変化してきた現在の成年後見制度の状況を踏まえ、改めて「ぱあとなあ滋賀基金」の活用方法を見直しました。

その上で、会員の皆様が受任活動を継続的・安定的に行えるよう支援する仕組みとして、規程を改訂しました。

【2】助成対象・助成内容

① 助成額の上限

基金が補填する助成額は、助成対象額(=本人から受領できなかった額 - 市町助成額)の2分の1を上限とします。

【助成対象額・助成上限額の具体例】

例1:市町助成なし・本人から受領なし

- ・家裁報酬決定額:264,000 円
- ・本人からの受領:0 円
- ・市町助成:0 円
- ・助成対象額:264,000 円
- ・上限額:132,000 円(=264,000 円 ÷ 2)

例2:市町助成あり・本人から受領なし

- ・家裁報酬決定額:264,000 円
- ・本人からの受領:0 円
- ・市町助成:216,000 円
- ・助成対象額:48,000 円(=264,000 円 - 216,000 円)
- ・上限額:24,000 円(=48,000 円 ÷ 2)

例3:本人から一部受領あり

- ・家裁報酬決定額:264,000 円
- ・本人からの受領:24,000 円
- ・市町助成:0 円
- ・助成対象額:240,000 円(=264,000 円 - 24,000 円)
- ・上限額:120,000 円(=240,000 円 ÷ 2)

- ② 本助成が決定された後に、被後見人等の財産から不足分を追加で受け取ることはできません。
- ③ 複数後見の案件の場合であっても、家裁の報酬決定額が基準となります。
- ④ 補填対象となるのは、申請日以前の直近 1 年以内(12ヶ月以内)が対象です。(例えば、家裁に 1 年以上の期間分の報酬付与申請をした場合は 1 年を超える期間は対象外です)
- ⑤ 何らかの事情で、本来は市町報酬助成の申請が可能であったにもかかわらず申請しなかった場合は、基金助成の対象外となる可能性があります。(※規程の運用に基づき個別に確認します。)
- ⑥ 助成対象の案件は、ばあとなあ滋賀での受付案件に限りますので、必ず申請書にばあとなあ受付番号を記入してください。ばあとなあ以外(例えば法人後見、弁護士・司法書士資格等)で受任した案件は対象外です。
- ⑦ 本人に相当の資力があるにもかかわらず、「貯蓄したい」「将来が不安」などの理由で報酬の支払いを拒否しており、その結果、本来守られるべき権利擁護が十分に行えない状況が生じている場合などには、基金への申請は可能です。
ただし、後日、信頼関係の回復や、制度への理解が進むなどして、本人からまとめて報酬を受領できることになった場合は、第 8 条「助成金の返還」に基づき、助成金全額を返還していただくことになります。(基金助成後に本人から差額分を受け取ることはできません。)

【3】申請手続き

① 申請書類の提出について

申請は、所定の助成申請書(様式1)と必要な添付資料を揃えたうえで、必ず申請期間内に本会事務局へ書類を提出してください。申請期日を過ぎて提出された場合は受付できませんので、提出期限には十分ご注意ください。

② 申請前の確認について

申請にあたっては、期日に余裕をもって、所属ブロックの運営委員に申請書(様式1)の内容の確認を依頼してください。事前に確認を受けることで、記載内容の不備を防ぐだけでなく、市町報酬助成制度の狭間で生じている課題や、個別案件における報酬をめぐる困難などを運営委員が把握することができます。

このことを通じて、ばあとなあ滋賀として次のソーシャルアクション(制度改善や理解促進への働きかけなど)につながる大切な基盤となると考えています。

【4】添付資料について

被後見人等(本人)から報酬を受け取れないことを確認するため、以下の資料の提出をお願いします。

- ・家庭裁判所に提出した財産目録、預貯金通帳および負債に関する資料の写し(該当部分のみで構いません。個人情報が必要に応じてマスキングしてください。)
- ・市町の報酬助成制度に関する決定通知書(決定・却下)の写し

これらの資料は、「本人の財産状況や市町助成の可否を客観的に確認するための最低限の資料」として位置づけています。提出いただく際には個人情報保護に十分配慮し、不要な情報を黒塗り等でマスキングして構いません。

【5】決定通知、助成額の請求及び支払

① 助成決定通知書の発送について

助成の可否については、規則第 7 条に基づく助成審査会において決定し、申請者に対して助成決定通知書(様式2)にて通知します。

② 助成請求書について

助成決定通知書にて助成決定を受けた会員は、速やかにばあとなあ基金助成請求書(様式3)を本会の事務局へ提出してください。